第23回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 ~郡山市新しい生活様式推進本部会議~

次 第

日 時:令和3年9月10日(金)12:30~

場所:特別会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 福島県まん延防止等重点措置等(延長)について
 - (2) 新型コロナウイルス感染症患者の状況について
 - (3) その他
- 3 市長指示
- 4 閉 会

福島県

新型コロナウイルス感染症

非常事態宣言

延長

(令和3年8月8日~<u>9月30日</u>)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん	し延防止等重点技	重点措置以外の区域におけ る対応(県の独自対策)	
区域	いわき市	郡山市	福島市	その他の地域 (8/22までは郡山市を含む) (8/25までは福島市を含む)
期間	令和3年 8月 8日(日) ~9月30日(木) ~9月30日(木)		令和3年 8月26日(木) ~9月 <mark>30日(木)</mark>	令和3年8月 8日(日) ~9月 <mark>30日(木)</mark>
適用	*	持措法第31条の 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項	

令和3年9月9日 福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

ンドレクタンは、イタンのフルスタ・						
	内容					
	〇夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでくだ さい。【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)					
	〇混雑した場所等への外出は厳に控えてください。					
	【いわき市、郡山市、福島市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)					
いわき市 郡山市 福島市 (重点区域) その他の 地域	 ○感染リスクの高い行動は控えてください。 ・不要不急の外出は自粛してください。 ・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。 ・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。 ・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 (特措法第24条第9項に基づく要請) 					
	〇基本的な感染対策を徹底してください。					
	・3つの密を徹底的に避けてください。 ・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。 ・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 (特措法第24条第9項に基づく要請)					

飲食店等の皆様へのお願い

以及/ロサップ目が、、(0)の例(0)					
	内容				
いわき市 郡山市 福島市	〇営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。 〇酒類の提供の自粛(終日)をしてください。 〇カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗 〇特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 ・従業員に対する検査を受けることの勧奨・入場者の感染防止のための整理及び誘導・発熱その他の症状のある者の入場の禁止・手指の消毒設備の設置・事業所の消毒・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む)・施設の換気を行う・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保				
(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)	◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項) 【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗 【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり3万円~(売上高に応じて)) ■相談窓口 いわき・郡山・福島地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時~17時) ◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/				
その他の地域	〇営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時~午後7時) 〇店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守)				
の地域 (特措法第 24条第9 項に基づく 要請)	【対 象】食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗 ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 【営業時間の短縮に応じていただいた場合】協力金を支給(1日当たり2.5万円~(売上高に応じて)) ■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分~17時30分)				
全地域	上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。 ■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分~17時30分)				

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

テントロットロックの例が						
	内容					
いわき市 郡山市 福島市 (特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)	(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください) ○大規模商業施設や百貨店の地下食品売り場等は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。 ・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など ○営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。(イベント開催の場合は午前5時から午後9時まで) 「対象】詳細は次ページのとおり 「営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)					
	○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。 ・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。					
	・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。・店舗内の消毒や換気を徹底してください。					
	・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。					

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設(1, 000㎡超の施設)						
施設の種類	施設例					
映画館等	映画館、プラネタリウム					
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】					
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等					
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等					
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】					
飲食店向け時短協力金の対象と なる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等					

イベント関連施設(1,000㎡超の施設)				
施設の種類	施設例			
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等			
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室			
ホテル等	ホテル等(集会の用に供する部分に限る)			
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニス場、ゴルフ練習場等			
遊技場	テーマパーク、遊園地			
博物館等	美術館、水族館、記念館等			

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

- 〇イベント等の開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守し、 感染防止対 策を徹底してください。
 - ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
 - ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
 - ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。
- 〇広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、県に事前に相談してください。
 - 電話 0 2 4 5 2 1 8 6 4 4 (受付時間9時~17時)
 - 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口
- 〇以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数	開催時間		
大声での歓声・声援がないことを前提に 開催するもの	大声での歓声・声援等が想定されるも の	午後9時まで (県全域)	
収容定員の100%と5,000人のいずれ か少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれ か少ない方を上限	(//\^%/	

全ての事業者の皆様へのお願い

- 〇職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
 - ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
 - ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注 意してください。
 - ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。
- 〇ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等 を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。
 - ※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いします。
- 〇出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご 協力ください。

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底し てください。

(感染リスクの高い活動の例)

- ○感染防止対策が徹底できないサークル活動
- ○大人数での懇親会 など

小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う 学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感 染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

福島県非常事態宣言・福島県まん延防止等重点措置 発出中

期間: 令和3年9月30日まで - 自分自身と大切な人の命を守るために -



テレワーク・Web 会議を活用してください!



体調が悪い人がいたら、 すぐに受診できる職場 環境づくりを!





医療機関に早めの相談・受診をお願いします!まずは電話でご相談ください。

かかりつけ医がない場合は ==

受診・相談センター(24時間対応) 0120-567-747

郡山市の新型コロナウイルス感染症患者の状況

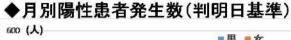
2021.9.10公表分(9.9判明分)まで

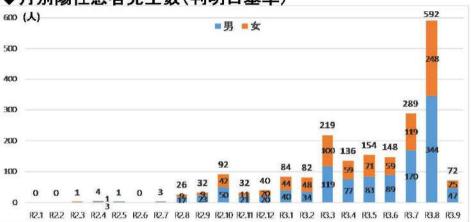


2021年9月10日 第23回郡山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 郡山市保健所

◆陽性患者の状況 (人) 陽性患者 入 退 男女別 入 宿 自 院 院 泊 宅 院 療 療 中 調 男 女 整 養 養 2.007 中 中 中 1.141 13 1.939 866 39 0 16

※入退院情報は速報値。 平均入院期間 10.7 日 ※入院勧告の期間(退院者のみ)



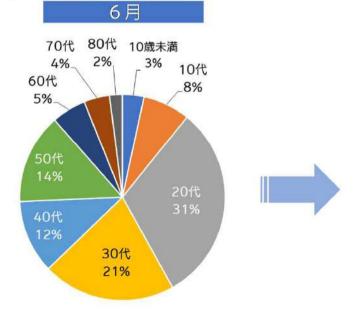


感染症集中対策

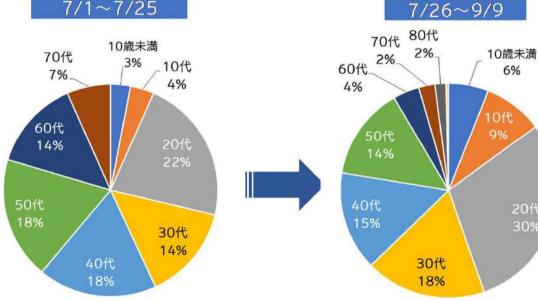
まん延防止等重点措置

6%

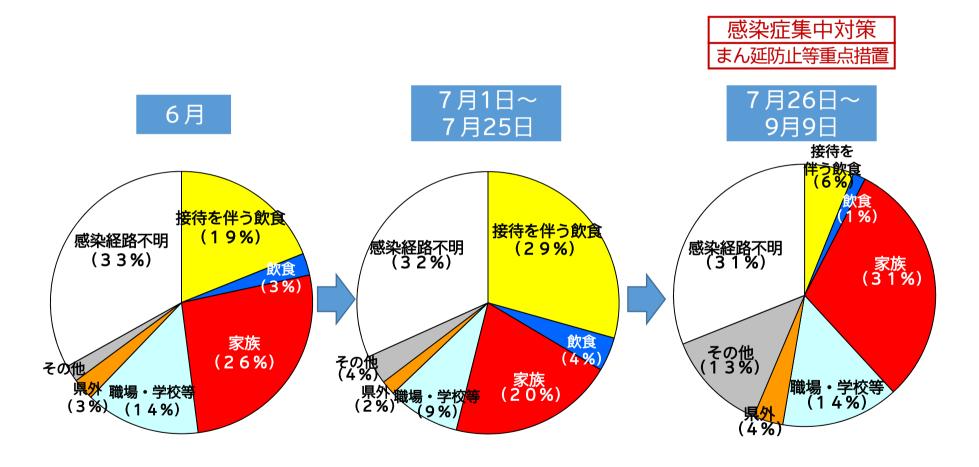
◆年代別感染者の推移



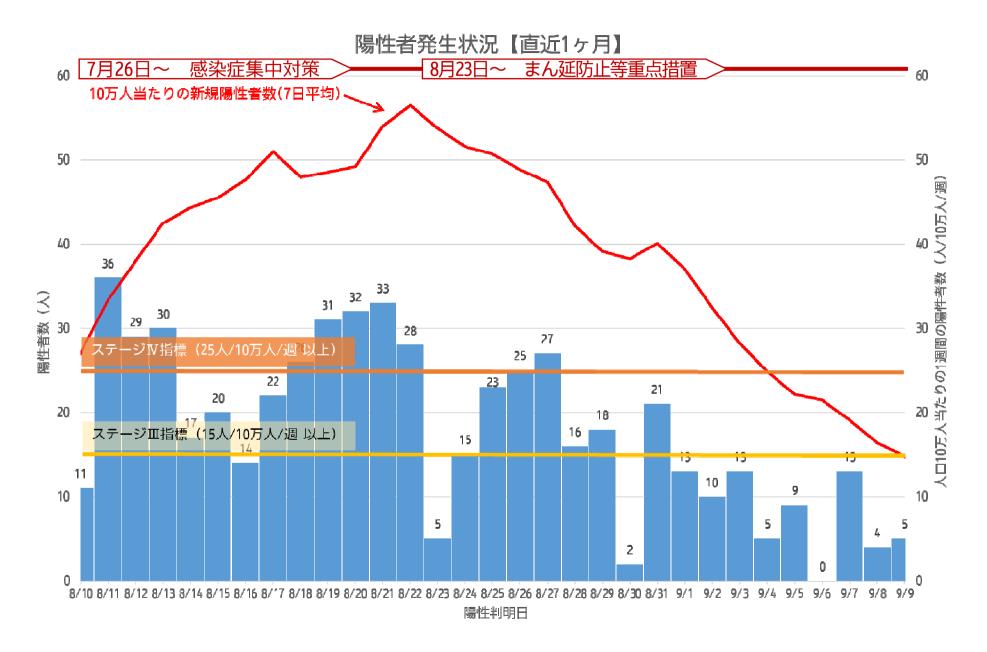




郡山市内の新型コロナウイルス陽性者推定感染源の状況(6月以降)



2021年9月9日現在



感染状況に係るモニタリング指標

2021/9/9現在

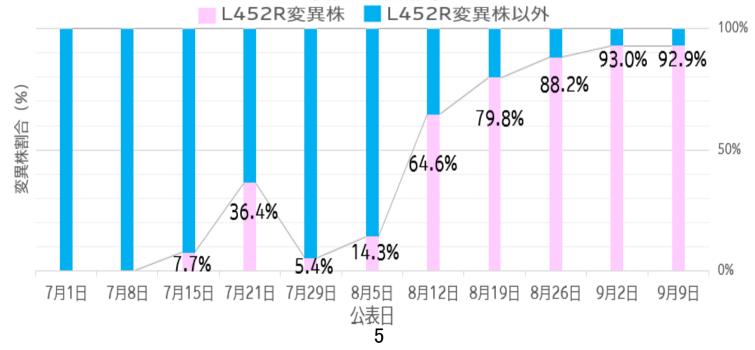
	監視体制	感染(
	PCR検査 陽性率	新規陽性者数 (人口10万人あたり)	感染経路 不明割合	確保病床の使用率
郡山市の現状 (9/3~9/9)	113 /		26.5 % (13件 / 49件)	_
福島県の現状 (9/8現在) 2.4 %		14.79 人	30.8 %	40.3 %
7 - 2%HT F 0/1211		15 J.N.L	EO WIN F	20 WN F
ステージⅢ 5 %以上		15 人以上	50 %以上	20 %以上
ステージⅣ	10 %以上	25 人以上	50 %以上	50 %以上

「L452R」変異株スクリーニング検査の実施状況

■ 検査機関: 郡山市保健所(※7月29日以降は、検査委託している民間検査機関分を含む)

公表日	陽性判明日	検査件数	変異株件数	変異株の割合 (%)	
9月9日	9/2~9/8	28	26	92.9	
9月2日	8/26~9/1	43	40	93.0	
8月26日	8/19~8/25	68	60	88.2	
8月19日	8/13~8/18	84	67	79.8	
8月12日	8/5~8/12	48	31	64.6	
8月5日	7/29~8/4	56	8	14.3	
7月公表分 6/24~7/28		122	9	_	
合	449	241	_		





- ※ まん延防止等重点措置適用期間における、市有施設の開館状況については、下表のとおりです。
 ※ 施設の利用にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえ、マスクの着用、体温測定等の健康チェック、身体的距離の確保等にご協力をお願いします。また、定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがありますので、各施設へお問い合わせください。
 ※ ★の施設については、令和2年4月18日から令和2年5月15日までの「緊急事態宣言」期間時と、同様の対応とする施設です。
 ※ 今後の感染拡大の状況により、開館・休館の対応を変更する場合があります。

対象期間中の市有施設の状況

学校(社会開放) ★

各施設の電話番号

休止

※ ()は施設数となります。

令和3年8月23日(月)~9月<u>30</u>日(<u>木</u>)

	令和3年8月23日(月)~9月 <u>30</u> 日(<u>木</u>)						5万 <u>66</u> 日 (<u>水</u>)		
	施設名称	問い合わせ	開館状況	備考		施設名称	問い合わせ	開館状況	備考
	サニー・ランド湖南	☎ 983-2277				郡山ヒロセ開成山陸上競技場・補助競技場	☎ 934−1500		
	中央老人福祉センター	☎ 924-2966				ヨーク開成山スタジアム	☎ 934−1500		
	老人福祉センター 寿楽荘	☎ 984−3130				開成山弓道場	☎ 934−1500		
	西田地域交流センター	☎ 972-2570				日和田野球場	☎ 934-1500		
	三穂田地域交流センター	☎954-2083		・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請 (使用する場合は20時ま		郡山庭球場	☎ 951-8511		
福祉	田村地域交流センター	☎ 975-2070	生山田士			西部庭球場	☎ 961-8282		
施設	中田地域交流センター	制限有 域交流センター ☎9 73-3566		で)		運動広場(3)	☎ 934−1500		
	日和田地域交流センター	☎ 958−6550				スポーツ広場(10)	☎ 934−1500		
	喜久田地域交流センター	☎ 959-2205				西部スポーツ広場	☎ 961−8282		
	福祉センター	☎ 924-2950				ふるさとの森スポーツパーク野球場	☎ 955-5229		
	障害者福祉センター	№ 934-5811				 ふるさとの森スポーツパークソフトボール場	☎ 955-5229		
		☎ 957−2828		新規受付停止既受付分は自粛要請			☎ 955-5229		
	こども総合支援センター(ニコニコこども館)	☎ 924−2525		開館時間の短縮 17:30まで⇒16:30まで		 ふるさとの森スポーツパーク体育館	☎ 955-5229		新規受付停止既受付分は自粛要請
	北部地域子育て支援センター	☎ 924-0055		17 . 30 & C -> 10 . 30 & C	スポ	 西部サッカー場	☎ 961−8282		(使用する場合は20時まで)
	東部地域子育て支援センター	☎ 943-0411			i vy		☎ 961−8282	制限有	・個人利用は休止
	南部地域子育て支援センター	☎ 945−2404		開館時間の短縮	施設	***	☎ 954−9670		
子育		2 951−7800		17:00まで⇒16:30まで	āX	東部体育館	2 943−5558		
を施		2 924-2525	制限有			西部体育館	2 961−8282		
設	和主り 11元重 ピンター 一 元気な遊びの広場(ペップキッズこおりやま)	29 24-2525 2 941-2711		利用時間の短縮		西部第二体育館	2 961-8282		
	元式な遊びの広場 (ヘップキッスとありやま) 郡山カルチャーパーク「屋内子どもの遊び場」	2 941-2711 2 924-2525		1クール75分⇒60分		四の第一や月貼 一 郡山しんきん開成山プール	2 901-8282 2 926-0450		
				開館時間の短縮					
	八山田こども公園(屋内体験学習施設)	☎ 924-2525		17:00まで⇒16:30まで		磐梯熱海スポーツパーク体育館	☎ 984−1781		
\vdash	大槻公園「子どもの遊び場(屋内体験学習施設)」	☎ 924-2525				磐梯熱海スポーツパーク多目的グラウンド	☎ 984−1781		
	歴史資料館 ★	☎ 932−5306				磐梯熱海スポーツパーク郡山サッカー・ラクビー場			
	野鳥の森学習館 ★ 	習館 ★ ☎934-2180				宝来屋 郡山総合体育館	☎ 934−1500		
	ふれあい科学館 ★ 	☎ 936−0201	İ			磐梯熱海スポーツパーク郡山スケート場 	☎ 984−1781		
	開成館(4) ★	☎ 923−2157		地震の影響により休館中		磐梯熱海アイスアリーナ	☎ 984−5377		
	久米正雄記念館 ★	☎ 991−7610	休館			地域体育館(日和田、喜久田)	各公民館の電話番号		・新規受付停止 ・予約済の全国・東北・県大会 及びその予選、興行イベント等 は中止を要請 ・上記以外は使用停止
	文学資料館 ★	☎ 991−7610			{	郡山市観光案内所 ★	☎ 924−0012		電話対応は継続
	けんしん郡山文化センター	☎ 934−2288		地震の影響により休館中		郡山カルチャーパーク(体育館)	☎ 947−1600	休館	地震の影響により休館中
	ふれあいセンター(9)						2 957−3748		パンカ゚ロー、テントサイトの利用休止
	コミュニティセンター(2)	各公民館の電話番号					☎ 961−8282		
	中央公民館・分館(4)・勤労青少年ホーム・公会堂	☎ 934−1212				浄土松公園 ★	☎ 957−3700		バーベキュー利用休止
	地区・地域公民館(96)	各公民館の電話番号				大安場史跡公園 ★	☎ 965−1088		ガイダンス施設は休館
	安積総合学習センター	☎ 945−6466		• 新規受付停止		平成記念郡山こどものもり公園	☎ 958-5570		もりの館は休館
	富久山総合学習センター	☎ 925−1500		・予約済の全国・東北・ 県大会及びその予選、興 行イベント等は中止を要		荒井中央公園	☎ 947−9440		ホール、ラウンジは休
	少年湖畔の村	2 961-8282		請(使用する場合は20時まで)		石筵ふれあい牧場	2 984−1000		館 バーベキュー施設、芋煮
	青少年会館	2 961-8282		上記以外は使用停止	レジ		2 947−1600		会施設は営業休止 遊具機種別に規制
					シャー			制限有	巡兵派権が元が向
文	熱海多目的交流施設 	☎ 984-2679 ☎ 951-5730			施		☎ 947-1600 ☎ 924-2361		Marriado marro a la Auro
化					設				・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請 (毎日オス提会は20時ま
教	農村生活中核施設黒石荘	☎ 973−2932				21世紀記念公園(交流施設、くつろぎ施設)	☎ 924−2194		(使用する場合は20時まで) ・プールは個人利用休止
育施	本尺六次プラゼ	2 022 FF44				郡山ユラックス熱海(会議室)	2 984-2800		2 VENOUS INTO THE PROPERTY OF
設	市民交流プラザ	☎ 922−5544				郡山ユラックス熱海(温水プール)	☎ 984−2800		THE LANCET TO SERVICE OF THE SERVICE
						郡山ユラックス熱海(健康温泉)	☎ 984−2800		利用は20時まで
	市民ふれあいプラザ	☎ 922-5544	制限有	新規受付停止既受付分は自粛要請		磐梯熱海温泉駅前足湯	☎ 924−2621		利用人数制限有
	男女共同参画センター	2 924−0900		(使用する場合は20時まで)		磐梯熱海温泉足湯	☎ 924−2621		
	東部勤労者研修センター	☎ 943−8580				猪苗代湖岸(秋山浜、青松浜、舟津浜、舟津 公園、舘浜、横沢浜)のキャンプ施設 ★	☎ 924−2621	休止	
	労働福祉会館	☎ 932-5279				八山田こども公園(屋内体験学習施設を除く)	☎ 924-2525	通常通り	
	音楽・文化交流館	☎ 924−3715				消防センター(8) ★	☎ 924-2161	休館	
	中央図書館(臨時図書館)・分館(13) 	☎ 923−6601				農産加工センター ★	☎ 957−2880	у л-кы	
	希望ケ丘図書館	☎ 961−1600				教育研修センター	☎ 983−1120		新規受付停止
	安積図書館	☎ 946−8850		・入館者数の制限 ・滞在時間の制限 ・図書等閲覧の停止	その他		☎ 961−1140		以下の対応を継続実施 ・水産棟、青果棟、花き棟の 一般者入場規制(市場食堂を 含む管理棟は通常通り)
	富久山図書館	2 921−0030		・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請 (使用する場合は20時ま で) ・個人利用は休止		郡山駅西口駅前広場	☎ 924-2301	制限有	・新規受付停止 ・既受付分は自粛要請 (使用する場合は20時ま
	サン・サン・グリーン湖南	☎ 982−2811				水防センター	☎ 924-2701		(使用する場合は20時まで)
	美術館 学校(社会関放) ★	☎ 956-2200 冬施設の電話番号	・入館者数の制限 ・滞在(鑑賞)時間の制 限			磐梯熱海観光物産館	☎ 953−5408	通常通り	

県中地域本部まん延防止対策 郡山市飲食店巡回活動実施計画(案)

R3. 9. 09

1 日中の活動 (感染防止対策実施状況確認)

14:30

(1) これまでの取組

8班体制で9月5日まで巡回実施。(14時~16時)

対象店舗(飲食業営業許可・喫茶店営業許可を受けた店舗約2470店) 1 巡終了。

(2) 9月13日以降の取組

上記(1)の対象店舗のうち、1巡目で感染対策状況を確認した店舗(約600店舗)、 廃業していた店舗、実施時間帯(16時~17時半ころ)に営業(開店準備も含めて) していないことが明らかな店舗(スナック・クラブ等)を除いて巡回実施。

①実施体制:県職員1人・郡山市職員1人の2人体制 各日2班

②実施日程:9月13日(月)~30日(木)のうち日曜日(9/19及び9/26)を除く16日間 時間帯は16時から1時間半程度とする。

③活動内容:従来同様

2 夜間の活動 (時短営業の協力状況確認)

(1) これまでの取組

8 班体制で8月31日まで巡回実施。(20時~21時30分)

対象店舗(20時から5時までの時間帯を含む営業店舗約1450店)1巡終了。

※9月1日以降は特別対策班2班で実施中。

(2) 9月13日以降の取組

上記(1)の対象店舗のうち、廃業していた店舗及びこれまでの活動で非協力店であることを把握している店舗(特別対策班A班の所管)等を除いて巡回実施。

①実施体制: 県職員1人・郡山市職員1人の2人体制 各日4班

②実施日程:9月13日(月)~30日(木)うち日曜日(9/19及び9/26)を除く16日間 時間帯は20時から1時間半程度とする。

③活動内容:9月13日以降の期間にかかる営業時間短縮協力状況を確認する。 その他は従来同様。

3 特別対策班の活動(非協力店等の現地調査)

A班:県2・市1の3人1組で活動

B班:県1・市1の2人1組

B班は上記2の活動で営業中であることが確認された店舗の再確認を行う。

A班は、B班の巡回により非協力店であることが確認された店舗の現地確認を行う。 (命令の事前通知等も含む)

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベントの開催等及び市有施設の開館に関する指針(令和3年9月9日改正)

本市においては、令和2年2月20日に本指針を策定し、随時見直しを行ってきたが、国及び県の「感染拡大防止対策」の見直しを踏まえ、次のとおりとする。

1 市有施設の開館について

市有施設は、安全性や適切な感染予防策等を講じた上で開館する。ただし、感染状況や施設の特性、利用形態等を考慮し、その全部又は一部の使用休止や定員変更、入場制限、時間制限等を設けることがある。

2 市主催等イベント等開催について

- (1) 基本的考え方
 - ① イベント等の開催に当たっては、国の専門家会議が示した「新しい生活様式(*1)」の考え方を踏まえ、感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を図っていく。
 - ② 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等の開催については、十分な人と人との間隔(できるだけ2m)が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能である場合に限るものとし、当該間隔の維持が困難な場合は、中止を含め慎重に検討することとし、以下の条件がすべて担保される場合には、開催可能とする。

ア 身体的距離の確保

移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等)、区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保。

イ 密集の回避

定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、 時差・分散措置を講じた入退場。

ウ 飲食制限

飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底、過度な飲酒の自粛。

エ 大声を出さないことの担保 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。

オ 催物前後の行動管理

イベント前後の感染防止の注意喚起。(可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。)

カ連絡先の把握

可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ(COCOA)等の 導入に向けた具体的措置の徹底。(アプリの QR コードを入口に掲示すること等)

③ 上記②以外のイベント等の人数上限及び収容率については、以下、(2)イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置及び3イベント開催時の必要な感染防止策に留意し、開催制限の緩和を適用する条件が担保されている場合、「感染リスクの少ないイベント(*2)」(クラッシック音楽コンサート等)については、収容人数の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限とする。「その他のイベント(*3)」(ロックコンサート、スポーツイベント等)に

ついては、収容定数の 50%と 5,000 人のいずれか少ない方を上限とし、座席等により参加者の位置が固定される場合にあっては、異なるグループ(又は個人)間では座席の間隔を 1 席空け、同一グループ(5 人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくともよいものとする。

- (2) イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置
 - ① 消毒の徹底(感染リスクの拡散防止)
 - ② マスク着用の担保(感染リスクの拡散防止) マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布・販売を行い、マスク 100%を担保
 - ③ 参加者及び出演者の制限(感染リスクの拡散防止) 有症状者の出演・入場を確実に防止する措置の徹底(検温の実施、有症状者の出演・練習を控えること、主催者が払い戻しの措置等を規定しておくこと等)
 - ④ 参加者の把握(感染リスクの拡散防止) 事前予約時又は入場時に連絡先を確実に把握することや、接触確認アプリ(COCOA)等の具体的措置を講じること。
 - ⑤ 大声を出さないことの担保(大声の抑止) 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備(人員の配置等)、 スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体 制を整備
 - ⑥ 密集の回避(イベントの入退場や休憩時間における「三密(*5)」の抑止) 入退場列や休憩時間の密集を回避する措置(人員の配置、導線の確保等)、十分な換気、休 憩時間中及びイベント前後の食事等での感染防止
 - ① 演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるととも に、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること。
 - ⑧ 催物前後の行動管理(交通機関、イベント後の打ち上げ等における三密の抑止) 公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用を注 意喚起、可能な限り、予約システム等の活用により分散利用を促進
- 3 イベント開催時の必要な感染防止策

収容率 50%を超えるイベント等を開催する場合にあっては次の(1)から(3)まで(収容率 50%以下のイベント等を開催する場合にあっては(2)及び(3))に留意する。

- (1) 徹底した感染防止等
 - ① マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。(マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク 100%を担保。)
 - ② 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの(マスク着用を前提に隣席の者との日常会話程度は可、演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m))
- (2) 基本的な感染防止等
 - ① 上記(1)は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める。)
 - ② マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと。大声を出す者がいた場合等についても個別に注等を行うこと
 - ③ こまめな手洗いの奨励
 - ④ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、マイク等、ウイルスが付着した可能性のある場所、

物品等) のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒

- ⑤ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑥ 入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避(必要に応じ、人員の配置、動線の確保等の体制を確保するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限。)
- ⑦ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保(5名以内の同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合は1m)空ける。)
- ⑧ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ⑨ 混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)を確保
- ⑩ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
- ① 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染リスクを高めるため、収容率が 50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛(発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
- ① 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置(ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要)
- ③ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握、接触確認アプリ(COCOA)等の奨励(アプリのQRコードを入り口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入。)
- ④ 有症状者は出演・練習を控え、演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。
- ⑤ 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
- ⑩ イベント前後の感染防止の注意喚起(可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進。)
- ① 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ウェブサイト等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

- ① 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討(来場者の区画を限定、管理したイベントであれば開催可能。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催事前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。)
- ② 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又はイベントの主催者は、開催要件等について福島県に事前に相談
- ③ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

4 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和3年9月30日までとする。

5 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向、国及び福島県の方針を踏まえ随時改正する。

附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

(略・令和2年2月25日、同年3月24日、同年4月6日、同年4月18日、同年5月11日、同年5月16日、同年6月1日、同年8月1日、同年9月1日、同年9月19日、同年12月1日、令和3年3月1日、同年3月10日、同年5月10日、同年6月30日、同年8月20日) この指針は、令和3年9月10日から施行する。

「新しい生活様式(*1)」: 令和2年5月4日新型コロナウイルス専門家会議からの提言に基づく感染拡大を防止するための生活スタイル

「感染リスクの少ないイベント(*2)」:大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例

- 〇音楽: クラッシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、 楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
- ○演劇等:現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス等
- ○舞踊:バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
- 〇伝統芸能:雅楽、能楽、文楽、人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
- 〇芸能·演芸:講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
- 〇公演・式典:各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミー ティング、入学式、卒業式、成人式、入社式 等
- 〇展示会:各種展示会、商談会、各種ショー

「その他のイベント(*3)」:大声での歓声・声援等が想定されるものの例

- ○音楽:ロックコンサート、ポップコンサート等
- 〇スポーツイベント:サッカー、野球、大相撲 等
- ○公演:キャラクターショー、親子会公演 等
- ※ 上記イベント(*2)(*3)は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、 大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。

「100%以内(*4)」: 100%開催の具体的要件(次のいずれにも該当するもの。)

- ① これまでの当該出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの(開催実績がない場合、類似のイベントに照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないもの)。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染対策等が感染拡大予防ガイドライ

ンに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

「三密(*5)」: ① 換気の悪い「密閉空間」、② 多数が集まる「密集場所」、③ 間近で会話や発声をする 「密接場面」

【緊急事態宣言】

〈1回目(令和2年4月7日~5月25日)〉

令和2年4月7日 緊急事態宣言(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)5月6日まで

4月16日 区域変更(全都道府県を対象)

5月4日 期間延長(5月31日まで延長)

5月14日 区域変更(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)

5月21日 区域変更(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)

5月25日 宣言解除

〈2回目(令和3年1月8日~3月21日)〉

令和3年1月7日 緊急事態宣言(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)1月8日~2月7日

1月13日 区域変更(栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を追加)1月14日~2月7日

2月2日 期間延長(2月8日~3月7日)・区域変更(栃木県を解除)

2月26日 区域変更(岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を解除)3月1日~

3月5日 期間延長(3月21日まで延長)

3月21日 宣言解除

〈3回目(令和3年4月25日~9月30日)〉

令和3年4月23日 緊急事態宣言(東京都、京都府、大阪府、兵庫県)4月25日~5月11日

5月7日 区域変更(愛知県、福岡県を追加)5月12日~

期間延長(5月31日まで延長)

5月14日 区域変更(北海道、岡山県、広島県を追加)5月16日~

5月21日 区域変更(沖縄県を追加)5月23日~

5月28日 期間延長(6月20日まで延長)

6月17日 区域変更(東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、 岡山県、広島県を解除)

期間延長(7月11日まで延長)

7月8日 区域変更(東京都を追加)7月12日~

期間延長(8月22日まで延長)

7月30日 区間変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を追加)8月2日~ 期間延長(8月31日まで延長)

8月17日 区域変更(茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県を追加)8月20日~

期間延長(9月12日まで延長)

8月25日 区域変更(北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県を追加)

9月9日 区域変更(宮城県、岡山県を解除)

期間延長(9月30日まで延長)

【まん延防止等重点措置】

令和3年4月1日 まん延防止等重点措置公示(宮城県、大阪府、兵庫県) 4月5日~5月5日

- 4月9日 区域変更(東京都、京都府、沖縄県を追加)
- 4月16日 区域変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加)4月20日~
- 4月23日 区域変更(愛媛県を追加、大阪府、兵庫県、東京都、京都府を解除)
- 5月7日 期間延長(5月31日まで延長) 区域変更(北海道、岐阜県、三重県を追加)
- 5月14日 区域変更(北海道、宮城県を解除、群馬県、石川県、熊本県を追加) 期間延長(6月13日まで延長 対象: 群馬県、石川県、熊本県)
- 5月21日 区域変更(愛知県、愛媛県、沖縄県を解除)
- 5月28日 期間延長(6月20日まで延長 対象:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、 三重県)
- 6月10日 区域変更(群馬県、石川県、熊本県を解除)
- 6月17日 期間延長(7月11日まで延長 対象:埼玉県、千葉県、神奈川県) 区域変更(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県を 追加。岐阜県、三重県を解除)
- 7月8日 期間延長(8月22日まで延長 対象:埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府) 区域変更(北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県を解除)
- 7月30日 区域変更(埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府を解除し、北海道、石川県、 京都府、兵庫県、福岡県を追加 8月2日~8月31日)
- 8月5日 区域変更(福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、 熊本県を追加 8月8日~8月31日)
- 8月17日期間延長(9月12日まで延長)
 - 区域変更(京都府、兵庫県、福岡県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県を 解除し、宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、 広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県を追加)
- 8月 25 日 区域変更(北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、 広島県を解除し、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県を追加)
- 9月9日 期間延長(9月30日まで延長)
 - 区域変更(宮城県、岡山県を追加し、富山県、山梨県、愛媛県、高知県、 佐賀県、長崎県を解除)

【主な緊急事態宣言に伴う催物開催制限、施設の使用制限等に関する通知等】

令和2年3月20日 イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ(安倍首相)

- 5月4日 緊急事態の維持及び緩和等に関して
- 7月23日8月1日以降における催物の開催制限等について
- 8月24日 9月1日以降における催物の開催制限等について
- 9月11日 11月末までの催物の開催制限等について
- 11月12日 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について
- 令和3年1月7日・1月13日・2月4日・3月5日

「緊急事態宣言に伴う催物開催制限、施設の使用制限等」

令和3年2月26日・4月1日・4月16日・4月23日

「基本的対処方針に基づく催物開催制限、施設の使用制限等」

【福島県感染拡大防止対策】

令和2年5月15日 福島県感染拡大防止対策 (策定)

令和2年5月27日福島県感染拡大防止対策(改定)※以下、改正日

令和2年6月18日・同年7月9日・同年7月30日・同年8月27日・同年9月17日・同年11月19日・同年12月25日・令和3年1月8日・同年1月12日・同年2月4日・同年2月12日・同年2月26日・同年3月4日・同年3月12日・同年3月19日・同年3月26日・同年4月8日・同年4月16日・同年4月22日・同年4月30日・同年5月7日・同年5月14日・同年5月28日・同年6月4日・同年6月28日・同年7月7日・同年7月24日・同年7月28日・同年8月5日・同年8月18日・同年8月20日・同年9月9日

新型コロナウイルスワクチン接種

福島県と共同で実施する大規模接種会場の設置について



令和3年9月10日 郡山市新型コロナウイルス ワクチン接種プロジェクトチーム

担当:松田 信三 TEL:924-2222

y , y, o. o.

SDGs ターゲット 3.3 「伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する」

希望される方への新型コロナウイルスワクチン接種を加速するため、大規模接種会場を 福島県と共同で設置します。

(1) 郡山市のワクチン配分量 9,000人分(18,000回分)

(2)接種開始時期 10月上旬から

(3)接種会場 ①星総合病院メグレズホール(郡山市向河原町 159番1号)

②郡山市保健所(郡山市朝日二丁目 15 番 1 号)

(4) 使用するワクチン モデルナ社製

(5) その他 予約の開始時期、方法等については、追ってお知らせします。